

令和 6年 9月 19日

自由民主党政務調査会 社会保障制度調査会
こどもまんなか保健医療の実現に関するプロジェクトチーム
PT座長 橋本岳 殿

出産ケア政策会議 代表 古宇田千恵
出産ケア政策会議 顧問 井上清成

正常分娩を保険適用の対象とする 妊産婦中心の「出産保険」制度の創設を求める提言（その3）

令和5年4月27日に提出した「正常分娩を保険適用の対象とする『出産保険』制度の創設を求める提言書」、令和6年7月24日に提出した「正常分娩を保険適用の対象とする妊産婦中心の『出産保険』制度の創設を求める提言書」（第2弾）に引き続き、特に、「妊産婦の多様なニーズに対する選択の自由の確保」と「標準化された現物給付の複数類型」の体系に重点を置いて、第3弾としての提言を追加提出する。

1. 「現物給付の標準化（類型化）」と妊産婦の自由な選択

ここで提言する「現物給付の標準化」とは、現物給付を複数に類型化することであり、それにより、妊産婦に多様な「選択肢」を提示して、「多様なニーズ」に応じられるようにするものである。複数の類型化によって、「妊産婦が選択肢を選ぶ」という言葉のイメージよりは「妊産婦が組み合わせを作る」や「妊産婦がカスタマイズする」という言葉のイメージに近くなる。たとえば、フラットに示された「選択肢1」「選択肢2」「選択肢3」から選ぶのではなく、それぞれの選択肢から枝分かれした「選択肢A」「選択肢B」「選択肢C」を妊産婦自らが積極的に組み合わせていくというイメージである。

この例で言うと、9つの組み合わせ（「選択肢1＋選択肢A」「選択肢1＋選択肢B」「選択肢1＋選択肢C」「選択肢2＋選択肢A」「選択肢2＋選択肢B」「選択肢2＋選択肢C」「選択肢3＋選択肢A」「選択肢3＋選択肢B」「選択肢3＋選択肢C」）が可能である。妊産婦は「選択肢1＋選択肢C」という組み合わせを作ってもよいし、「選択肢3＋選択肢B」という組み合わせを作ってもよい。

妊産婦が自らの主観的な感性や当該妊産婦を取り巻く客観的な事情にフィットする選択肢を、自主的かつ積極的に組み合わせていくことができるようになるのである。

2. 分娩介助基本料

「分娩介助基本料」を、正常分娩介助の際に行われる基本的な分娩介助行為の技術料・看護料・介助料及びその費用等（人件費、設備費等）を一括して評価するものと、定義する。

2023 年度版の直接支払制度の手続きに関する厚生労働省の資料では、分娩介助料を「異常分娩(分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術，吸引娩出術，帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。)時の医師等による介助その他の費用」とし、分娩料を「正常分娩(分娩が療養の給付の対象とならなかった場合)時の，医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料」とし、異常分娩の場合と正常分娩の場合とを区別している。しかし、今回は「出産保険」という形態を通じて異常分娩も正常分娩もいずれも健康保険法の枠内で現物給付として扱うことを前提としていることから、用語を統一したほうがよいであろうと考えて、あえて一本化して「分娩介助料」という用語で表記することとした。念のため付け加える。

3. 分娩介助基本料（標準型）の構成

分娩介助基本料の算定の基本金額は25万円とする。基本金額に類型別の金額を上乗せして一括して評価した金額を分娩介助基本料とし、これを標準型とする。

4. 標準型の分類

標準型の類型は、以下の5つである。

- ①施設類型：病院5万円、診療所3万円、助産所2万円（自宅分娩2万円）
出産施設の種類（病院、診療所、助産所）によって3つに類型化し、分類を行なった。自宅分娩は、助産所に準じて2万円とする。
- ②産室類型：陣痛室と分娩室の専用型2万円、陣痛室と分娩室の兼用型0円
産室を陣痛室と分娩室に分けている場合と陣痛室と分娩室を兼用させている場合とに類型化し、分類を行なった。たとえば、LDRは「陣痛室と分娩室の兼用型」に含まれる。
- ③寝具類型：分娩台その他ベッド型2万円、布団その他フリースタイル型0円
使用する寝具によって類型化し、分類を行なった。「フリースタイル型」とは、主として分娩台型との対比での概念であるが、一室に布団とベッドがあり、産婦がどちらかを選べる場合も含む。
- ④産婦類型：初産婦2万円、経産婦0円
産婦が初産であるか経産であるかによって類型化し、分類を行なった。
- ⑤配置類型：専任助産師3万円、兼任助産師0円
分娩介助を行った助産師の勤務形態が専任か兼任かによって類型化し、分類を行なっ

た。「専任助産師」とは、病院・診療所であれば産科専任の助産師であり、助産所であればその助産所専任の助産師である。「兼任助産師」とは、たとえば、病院や診療所であれば産科と他科の業務とを兼任している助産師であり、助産所であればその助産所と他の施設との業務を兼任している助産師である。たとえば、混合病棟で勤務する助産師は「兼任助産師」である。

標準型の具体例は、たとえば、次のとおりである。

①病院の一例：基本金額25万円＋病院5万円＋専用産室2万円＋分娩台その他ベッド型2万円＋初産婦2万円＋兼任助産師0円＝分娩介助基本料36万円。

②診療所の一例：基本金額25万円＋診療所3万円＋専用産室2万円＋分娩台その他ベッド型2万円＋経産婦0円＋専任助産師3万円＝分娩介助基本料35万円。

③助産所の一例：基本金額25万円＋助産所2万円＋兼用産室0円＋布団その他フリースタイル型0円＋経産婦0円＋専任助産師3万円＝分娩介助基本料30万円。

自宅分娩は、①の施設類型のうち、「助産所2万円」に準拠する。なお、後記5（3）①「出張加算」を算定することもできる。

5. 加算項目

(1) 継続加算：5万円（病院も診療所も助産所も可能。ただし、出産した施設のみ可能。）

「継続」とは、同じ施設で、妊娠中に妊婦健診を行う等し、かつ、分娩介助も行うことである。

(2) かかりつけ加算：3万円（病院も診療所も助産所も可能。ただし、出産した施設に限られず、複数の施設での加算も可能。）

「かかりつけ医師・助産師」とは、妊娠・出産に関連することをなんでも相談できる上、最新の医療・助産情報を熟知して、必要などときには、地元の適切な医療機関等を紹介してくれる身近で頼りになる地域医療・助産・保健・福祉を担う総合的な能力を有する医師・助産師のことである。

(3) その他

①出張加算（1日につき、2万円）

自宅分娩（前記4①のとおり）での出張の場合に算定できる。

②見守り加算（1日につき、2万円）

分娩時に継続的な見守りを専従で行った場合に算定できる。なお、継続加算と見守

り加算は別のものであるので、同時に算定することができる。

③（麻酔を使わない）産痛緩和加算（1日につき、2万円）

麻酔を使わない産痛緩和（マッサージ、温罨法等）を行った場合に算定できる。

④安全管理加算（1日につき、5万円）

施設が正常分娩に関する固有の安全管理指針を作成し、かつ、当該施設所属の常勤の医師または助産師が正常分娩に関する固有の安全管理講習に合計年2回以上参加し、当該施設が保険金額上限2億円以上の損害賠償責任保険に加入している場合に算定できる。

⑤家族立ち会い加算（1人1日につき、0.5万円）

6. キャッシュバック

標準型と加算の合計額が50万円未満ならば、原則廃止前の出産育児一時金の金額50万円との差額を、妊産婦にキャッシュバックする。出産育児一時金は、今回、原則廃止となるが、後述するとおり、特例の場合にだけ一部存続させる。特例的に、一部存続する出産育児一時金20万円を上限として、キャッシュバックすることとする。

具体例は、たとえば、次のとおりである。

①上記の病院の一例： $50万円 - 36万円 = 14万円$ （キャッシュバック）。

②上記の診療所の一例： $50万円 - 35万円 = 15万円$ （キャッシュバック）。

③上記の助産所の一例： $50万円 - 30万円 = 20万円$ （キャッシュバック）。

7. 転送・搬送の特別加算

(1) 転送・搬送の特別加算

助産所、診療所、病院から他の施設に、分娩までの間に転送・搬送した場合の特別加算である。なお、転送先・搬送先で正常分娩だった場合を典型的なものとして想定している。

転送元・搬送元には分娩着手料（1日まで15万円、2日以上プラス5万円で合計20万円が上限）が発生する。かかりつけ加算としてプラス3万円も可能。搬送付添料としてプラス5万円も可能。

転送先・搬送先での標準型と加算の合計は50万円未満に限る。ただし、転送先・搬送先と転送元・搬送元との合計額は70万円を上限とする。

(2) 具体例は、たとえば、次のとおりである。

上記の助産所から病院に転送・搬送された場合：

分娩着手料（2日）20万円＋かかりつけ加算3万円＋搬送付添料5万円＋分娩介助基本料32万円（基本金額25万円＋病院5万円＋兼用産室0万円＋分娩台その他ベ

ッド型 2 万円＋経産婦 0 円＋兼任助産師 0 円) = 助産所合計 2 8 万円＋病院合計 3 2 万円 = 6 0 万円

8. 出産育児一時金の原則廃止と一部存続

- (1) 出産育児一時金は原則廃止ではあるが、特例的な事態に対処するため、特例的な事態の時に限り 20 万円を限度として存続。
- (2) 出産育児一時金一部存続 20 万円の使途
- ① キャッシュバック 20 万円を限度として、一部存続（前記 4 を参照）。
 - ② 転送・搬送の特別加算を、20 万円を上限として実施（前記 7 を参照）。
 - ③ 無介助分娩の場合、20 万円を上限として支給。
 - ④ 出産保険を使わない場合は、20 万円を上限として支給。

9. おわりに

今回の提言では保険適用内の出産費用の体系について述べたが、妊産婦のさらなる多様なニーズに応えるために、次回の提言では差額ベッド、食事、希望による無痛分娩等の自費による保険外適用（保険外併用適用）の体系について述べたい。

出産費用保険適用一覧表

標準型	分娩介助基本料は、その算定の基本金額は 25 万円とし、そこに類型別の金額を上乗せして、基本金額と上乗せ金額を一括して評価した金額（標準型）である。
	施設類型：病院 5 万円、診療所 3 万円、助産所 2 万円（自宅分娩 2 万円） 産室類型：陣痛室と分娩室の専用型 2 万円、陣痛室と分娩室の兼用型 0 円 寝具類型：分娩台その他ベッド型 2 万円、布団その他フリースタイル型 0 円 産婦類型：初産婦 2 万円、経産婦 0 円 配置類型：専任助産師 3 万円、兼任助産師 0 円
	[具体例] ① 病院の一例：基本金額 25 万円＋病院 5 万円＋専用産室 2 万円＋分娩台その他ベッド型 2 万円＋初産婦 2 万円＋兼任助産師 0 円＝分娩介助基本料 36 万円。 ② 診療所の一例：基本金額 25 万円＋診療所 3 万円＋専用産室 2 万円＋分娩台その他ベッド型 2 万円＋経産婦 0 円＋専任助産師 3 万円＝分娩介助基本料 35 万円。 ③ 助産所の一例：基本金額 25 万円＋助産所 2 万円＋兼用産室 0 円＋布団その他フリースタイル型 0 円＋経産婦 0 円＋専任助産師 3 万円＝分娩介助基本料 30 万円。

<p style="text-align: center;">加算</p>	<p>(1) 継続加算：5万円（病院も診療所も助産所も可能。ただし、出産した施設のみ可能。）</p> <p>(2) かかりつけ加算：3万円（病院も診療所も助産所も可能。ただし、出産した施設に限られず、複数の施設での加算も可能。）</p> <p>(3) その他</p> <p>①出張加算（1日につき、2万円） 自宅分娩（前記標準型・施設類型のとおり）での出張の場合に算定できる。</p> <p>②見守り加算（1日につき、2万円） 継続的な見守りを専従で行なった場合に算定できる。</p> <p>③（麻酔を使わない）産痛緩和加算（1日につき、2万円） 麻酔を使わない産痛緩和（マッサージ、温罨法等）を行なった場合に算定できる。</p> <p>④安全管理加算（1日につき、5万円） 正常分娩に関する固有の安全管理指針を作成し、かつ、常勤の医師または助産師が正常分娩に関する固有の安全管理講習に合計年2回以上参加し、保険金上限2億円以上の損害賠償責任保険に加入している場合に算定できる。</p> <p>⑤家族立ち会い加算（1人1日につき、0.5万円）</p>
<p style="text-align: center;">キャッシュバック</p>	<p>標準型と加算の合計額が50万円未満ならば、原則廃止前の出産育児一時金の金額50万円との差額を、一部存続の出産育児一時金20万円を上限として、妊産婦にキャッシュバック。</p> <p>[具体例] 上記の病院の一例：50万円－36万円＝14万円（キャッシュバック）。 上記の診療所の一例：50万円－35万円＝15万円（キャッシュバック）。 上記の助産所の一例：50万円－30万円＝20万円（キャッシュバック）。</p>
<p style="text-align: center;">転送・搬送の特別加算</p>	<p>助産所、診療所、病院から他の施設に、分娩までの間に転送・搬送した場合の特別加算である。</p> <p>転送元・搬送元には分娩着手料（1日まで15万円、2日以上プラス5万円で合計20万円が上限）が発生する。かかりつけ加算としてプラス3万円も可能。搬送付添料としてプラス5万円も可能。</p> <p>転送先・搬送先での標準型と加算の合計は50万円未満に限る。ただし、転送先・搬送先と転送元・搬送元との合計額は70万円を上限とする。</p> <p>[具体例] 上記の助産所から病院に転送・搬送された場合： 分娩着手料（2日）20万円＋かかりつけ加算3万円＋搬送付添料5万円＋分娩介助基本料32万円（基本金額25万円＋病院5万円＋兼用産室0万円＋分娩台その他ベッド型2万円＋経産婦0円＋兼任助産師0円）＝助産所合計28万円＋病院合計32万円＝60万円</p>
<p style="text-align: center;">出産育児一時金の原則廃止と一部存続</p>	<p>出産育児一時金は原則廃止ではあるが、特例的な事態に対処するため、特例的な事態の時に限り20万円を限度として存続。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュバック20万円を限度として、一部存続。 ・転送・搬送の特別加算を、20万円を上限として実施。 ・無介助分娩の場合、20万円を上限として支給。 ・出産保険を使わない場合は、20万円を上限として支給。